

東京都北区社会福祉法人認可等事務処理要綱

24北福健第2290号

平成25年2月15日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、主たる事務所が東京都北区の区域内にある社会福祉法人（当該社会福祉法人の事業が東京都北区の区域を越えないものに限る。）に係る認可等の事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務の種類)

第2条 この要綱における認可等の事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人設立に関する認可
- (2) 寄附財産移転完了報告の受理
- (3) 定款変更に関する認可
- (4) 定款変更届の受理
- (5) 基本財産処分に関する承認
- (6) 基本財産担保提供に関する承認
- (7) 法人合併に関する認可
- (8) 法人解散に関する認可
- (9) 社会福祉充実計画に関する承認

(事務処理の原則)

第3条 前条に規定する事務は、原則として、東京都が編集・発行する「社会福祉法人事務手続の手引」に基づいて処理するものとし、申請書等の様式は、同手引に定められた様式を準用する。

(法人設立認可)

第4条 法人設立に関する認可に当たっては、東京都北区社会福祉法人設立認可審査委員会による審査を経なければならない。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。